

令和7年千代田区議会第4回定例会議事速記録（第1553号）（未定稿）

◎日 時 令和7年11月28日（金）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（23人）

|     |         |         |    |
|-----|---------|---------|----|
| 1番  | 西 岡     | め ぐ み   | 議員 |
| 2番  | 大 坂     | 隆 洋     | 議員 |
| 3番  | の ざ わ   | 哲 夫     | 議員 |
| 4番  | 小 枝     | す み 子   | 議員 |
| 5番  | え ご し   | 雄 一     | 議員 |
| 6番  | 米 田     | か ず や   | 議員 |
| 7番  | 牛 尾     | こうじろう   | 議員 |
| 8番  | 岩 佐     | り ょ う 子 | 議員 |
| 9番  | 小 野     | な り こ   | 議員 |
| 10番 | 池 田     | と も の り | 議員 |
| 11番 | は や お   | 恭 一     | 議員 |
| 12番 | 春 山     | あ す か   | 議員 |
| 14番 | 白 川     | 司       | 議員 |
| 15番 | 永 田     | 壯 一     | 議員 |
| 16番 | 入 山     | た け ひ こ | 議員 |
| 17番 | 田 中     | え り か   | 議員 |
| 18番 | 岩 田     | か づ ひ と | 議員 |
| 19番 | 小 林     | た か や   | 議員 |
| 21番 | ふ か み   | 貴 子     | 議員 |
| 22番 | 桜 井     | た だ し   | 議員 |
| 23番 | 秋 谷     | こ う き   | 議員 |
| 24番 | お の で ら | 亮       | 議員 |
| 25番 | 富 山     | あ ゆ み   | 議員 |

◎欠席議員

な し

◎出席説明員

|              |     |    |            |   |
|--------------|-----|----|------------|---|
| 区長           | 樋口  | 高  | 顕          | 君 |
| 副区長          | 藤本  | 本  | 誠          | 君 |
| 副区長          | 小林  | 林  | 史          | 君 |
| 保健福祉部長       | 清水  | 水  | 章          | 君 |
| 地域保健担当部長     | 高木  | 木  | 子          | 君 |
| 千代田保健所長      | 印出井 | 井  | 美          | 君 |
| 地域振興部長       | 中田  | 田  | 治          | 君 |
| 文化スポーツ担当部長   | 加島  | 島  | 世志         | 君 |
| 環境まちづくり部長    | 川又  | 又  | 孝太郎        | 君 |
| まちづくり担当部長    | 村木  | 木  | 久人         | 君 |
| ゼロカーボン推進技監   | 夏目  | 目  | 義          | 君 |
| 政策経営部長       | 御郷  | 郷  | 誠          | 君 |
| デジタル担当部長     | 大谷  | 谷  | 佳          | 君 |
| 財産管理担当部長     | 佐藤  | 藤  | 恵          | 君 |
| 行政管理担当部長     | 小菅  | 菅  | 介          | 君 |
| 会計管理者        | 前田  | 田  | 美知太郎       | 君 |
| 総務課長         | 堀米  | 米  | 尚          | 君 |
| 企画課長         | 小川  | 川  | 賢太郎        | 君 |
| 財政課長         | 大森  | 森  | 幹夫         | 君 |
| (教育委員会)      |     |    |            |   |
| 教育長          | 河合  | 合  | 芳          | 君 |
| 子ども部長        |     |    |            |   |
| 教育担当部長       |     |    |            |   |
| (選挙管理委員会事務局) |     |    |            |   |
| 選挙管理委員会事務局長  | 恩田  | 田  | 浩          | 君 |
| (監査委員事務局)    |     |    |            |   |
| 監査委員事務局長     | 石綿  | 綿  | 賢一郎        | 君 |
| ◎区議会事務局職員    |     |    |            |   |
| 事務局長         |     |    |            |   |
| 事務局次長        |     |    | (事務局長事務取扱) |   |
| 議事担当係長       | 新井  | 井  | 秀樹         | 君 |
| 議事担当係長       | 河原田 | 原田 | 元江         | 君 |
| 議事担当係長       | 彦坂  | 坂  | 悠介         | 君 |
| 議事担当係長       | 細倉  | 倉  | 岳          | 君 |

午後2時59分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから令和7年第4回千代田区議会定例会継続会を開会します。

日程第1から第6を一括して議題にします。



議案第63号 千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第64号 千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第65号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第66号 千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例

議案第67号 千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例

議案第68号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（企画総務委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 岩佐りょう子企画総務委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔岩佐りょう子議員登壇〕

○8番（岩佐りょう子議員） 企画総務委員会に審査を付託されました議案のうち、6議案の審査経過及び結果を報告いたします。

初めに、議案第63号、千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第68号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、本年の特別区人事委員会による勧告を踏まえ、社会経済事情の変化に伴い、職員及び特定任期付職員の給与について給料月額を引き上げる給料表の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を合計して0.05か月分引き上げるほか、医師等に係る初任給調整手当の限度額を引き上げるものであります。また、会計年度任用職員の給与について、常勤職員に準じて期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を合計して、0.05か月分引き上げるものであります。

給料表及び初任給調整手当の改正については本年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当のうち本年12月期の支給に係る改正については公布の日から、その他の改正については令和8年4月1日から施行します。

議案第63号、第65号及び第68号の3議案は、関連するため、一括して審査いたしました。質疑の中で、特別区人事委員会は、今回の勧告に当たり、各特別区における厳しい採用状況を踏まえ、有為な人材を確保するため、大都市にふさわしい、より規模の大きな企業と比較する必要があるとし、公民比較の対象企業規模を100人以上へ引き上げたこと、対象企業規模を改正す

る契機となったのは、国の人事院勧告でも公民比較の対象企業規模を100人以上に見直したことであること、総務省統計局調査では、従業員100人以上の企業は全国で56.5%であり、特別区の状況は全国よりも高いと推察されることが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、おののの採決を行った結果、議案第63号、第65号及び第68号の3議案は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号、千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第66号、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例及び議案第67号、千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例は、いずれも本年の特別職報酬等審議会による答申を踏まえ、社会経済事情の変化に伴い、議員報酬及び区長等の給料の額を引き上げるとともに、期末手当の年間の支給月数を0.05か月分引き上げるもので。期末手当のうち、来年度以降の支給に係る改正については、令和8年4月1日から、その他の改正につきましては本年12月1日から施行します。

議案第64号、第66号及び第67号の3議案は、関連するため、一括して審査いたしました。質疑の中で、今回の報酬等審議会では、区政運営を担う特別職には高度な責任と判断力が求められており、一定の待遇改善が必要であるとの声が大半を占めていたこと、報酬等審議会の答申を踏まえ、改定するというルールに沿って対応していること、特別職の人材確保や責任を持って職務に当たるという点について区民の理解を得るため、報酬等の透明性を確保し、行財政改革等を進めることで、区民負担の軽減に努めていく考えであることが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、おののの採決を行った結果、議案第64号、第66号及び第67号の3議案は、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案のうち、6議案の審査経過及び結果の報告を終ります。

○議長（秋谷こうき議員） 議案第64号、第66号、第67号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、12番春山あすか議員。

〔春山あすか議員登壇〕

○12番（春山あすか議員） 議案第64号、千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、第66号、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例、第67号、千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

私どもは、今回の給与改定の根拠となっている特別区人事委員会勧告には、看過できない重大な問題があると考えております。それは、公民比較における調査対象企業の規模が従来の50人以上から100人以上へ引き上げられたことです。結果として、従来よりも給与水準の高い大企業中心の比較となり、区内事業所の大半を占める中小企業の給与水準との乖離は一層拡大します。区民の多くは中小企業で働いており、そこで得られる所得こそ、民間準拠の基準であるべきです。調査対象を切り上げることで実態よりも高い給与水準が民間並みとして算出される仕組みには、

大きな疑問を感じざるを得ません。この点については国や都に対して調査手法の見直しを強く求めるべきであることを、まず指摘しておきます。

一方で、近年の自治体間での人材獲得競争の激化は無視できません。優秀な人材を確保し、区民サービスの質を維持、向上させていくためには、他の自治体と比較して著しく劣る処遇では、人材流出を招きかねません。職員の皆様には、日々区政運営の最前線で区民のためにご尽力いただいております。その働きに見合った適正な処遇は、区民サービスの質の維持、向上のためにも必要不可欠です。もちろん物価高騰に苦しむ区民の皆様の生活実態を考えれば、公務員の給与引上げに複雑な思いを抱かれる方もおられるでしょう。だからこそ、今回の給与改定に伴う人件費の増加分については、徹底した業務効率化や超過勤務の削減など、行財政改革の推進によって吸収していくべきです。

以上の観点から、公民比較の手法には問題があることを指摘しつつも、一般職員の給与改定については、人材確保と区民サービスの質の維持という観点から理解できるものです。一方で、特別職、すなわち区長、副区長、教育長、そして我々区議会議員の報酬の引上げについては反対いたします。

現在、区民の皆様は深刻な物価高騰に直面しています。電気代、ガス代、お米をはじめとした食料品など、生活に欠かせないあらゆるものの価格が上昇を続け、家計を圧迫しています。多くの区民が節約を余儀なくされ、将来の不安を抱えながら日々の生活を送っておられます。このような状況下で、我々政治家が自らの報酬を引き上げることが区民の理解を得られるとは到底考えられません。

私の所属政党である日本維新の会は、身を切る改革を党是として掲げてまいりました。大阪では、知事、市長の退職金廃止、議員報酬のカットなど、まず政治家自らが痛みを伴う改革を断行してきました。その姿勢を示すことで、職員の皆様の行財政改革にご協力を頂き、そこで生み出された財源を、子育て支援や教育の無償化など、区民サービスの向上に充ててまいりました。改革を進めるに当たっては、まず政治家が自ら身を切り、範を示すことが不可欠です。区民の皆様にご負担をお願いする前に、まず政治家自身が襟を正す。この順序を間違えではありません。一般職員の処遇改善は、区民サービスの質の維持向上のために必要です。しかし、我々政治家は、まず自らの身を削り、行財政改革を率先垂範すべきです。

特別区人事委員会の勧告は一定程度尊重すべきものですが、最終的な判断を下すのは我々議会です。区民感情に真摯に向き合い、今、この時期に議員報酬を引き上げることが適切か、冷静に考えるべきではないでしょうか。

以上の理由から、議案第64号、第66号及び第67号については反対いたします。

なお、今後の給与改定に当たっては、公民比較の調査手法の抜本的な見直しを国や都に求めるのこと、また、人件費の増加については徹底した行財政改革によって吸収すること、さらには職員の皆様の働き方改革を積極的に推進することを強く要望し、私の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、24番おのでら亮議員。

〔おのでら亮議員登壇〕

○24番（おのでら亮議員） 議案第64号、千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、第66号、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例及び第67号、千代田区教育委員会教育長の給与並びに旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見表明いたします。

昨年度の特別職報酬等審議会において、額の適否については、当面の社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、審議会の意見を聞く時期を3年に1回から毎年に変えていく必要があるとの意見が出されました。今回は令和6年以降の社会経済情勢、特に特別区人事委員会勧告の状況、報酬等の特別区比較等が確認されました。また、昨年度までの他区における報酬等の改定状況や不動産価格の急騰に伴う家賃の上昇といった、本区における特徴的な経済事情等が勘案されております。物価高騰や円安の進行により、食料品やエネルギー価格等、消費者物価は上昇傾向にあり、高水準で推移しております。

先週、総務省より公表された10月の消費者物価指数は、前年同月比で3.0%上昇、食料品は6.4%上昇しております。また、経団連によれば、2025年の大手企業の賃上げ率平均は5.39%、また、厚生労働省の賃上げ調査によれば、労働者を100人以上雇っている民間企業で4.4%上昇しております。

今回の報酬上げ幅は、民間の賃上げ率平均には満たないものの、議員報酬及び期末手当の額並びに区長副区長、教育長の給料月額及び期末手当の額を一定程度引き上げることは、成り手の固定化を防ぐことや、多様な人材による区政運営につながり、社会経済情勢や他区の動向を考慮した適切な対応であると考えます。報酬の改定は条例により一律に適用されることから、引上げ不要と考える場合は、個人の判断で退職時の返納、または選挙区外への寄附等が可能と考えます。

千代田区はほかの区と比べて財政的に安定しており、区民サービスの充実を図るための財源も確保しております。なお、本条例改正により議会費の増加につながりますが、議会運営、意見集約の効率化の観点から、議員定数を削減することで、総額ベースでの議会費削減を実現すべきと考えます。

以上の理由から、議案第64号、第66号及び第67号に賛成の立場を表明いたします。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、7番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○7番（牛尾こうじろう議員） 議案第64号、66号及び67号について、反対討論を行います。いずれも特別職、区長、副区長、教育長、区議会議員の報酬等を引き上げる内容のものです。

長引く物価高騰は、特別公務員の生活にも当然影響しております。しかし、昨日の本会議で紹介したとおり、我々の区政アンケートでは、「物価高騰の影響を受けています」という回答が9割に上っておりますし、意見の中には、「家計が火の車」、「年金だけでは生活できない」と、切実な声が多数記載されております。区民の皆さんには、比較にならないほど、物価高騰の影響を受けています。しかし、物価高騰から暮らしを支える施策が弱過ぎると言わざるを得ません。しかも、今年度、区は低所得者が多く加入する国保料を、23区で唯一引き上げました。国保料の負

担軽減や住宅への支援の願いにも、背を向けております。また、官製談合防止についても、議会ではいまだに再発防止策の議論が始まっています。こうしたときに特別職の報酬を引き上げることについては、区民の理解は得られるものではありません。以上の理由から、本議案に反対いたします。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で、討論を終了します。

お諮りします。報告のありました6議案のうち、議案第63号、千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第68号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案は、いずれも岩佐りょう子企画総務委員長の審査報告どおり決定し、議案第64号、千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第66号、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例、議案第67号、千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例の3議案は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

初めに、議案第64号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第64号は、賛成……（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後3時17分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第64号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第66号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第66号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第67号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第67号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

日程第7を議題にします。

---



議案第70号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（文教福祉委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 池田とともに文教福祉委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔池田とともに議員登壇〕

○10番（池田とともに議員） 文教福祉委員会に審査を付託されました、議案第70号の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第70号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、本年の特別区人事委員会による勧告を踏まえ、社会経済事情の変化に伴い、幼稚園教育職員の給与につき、給料月額を引き上げる給料表の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を合計して0.05か月引き上げるほか、教育公務員特例法の一部改正に伴い、義務教育等教育特別手当の額につき校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮するよう改めるものです。

給料表の改正については本年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当のうち、本年12月期の支給に係る改正については公布の日から、義務教育等教員特別手当に係る改正については令和8年1月1日から、その他の改正については令和8年4月1日から施行します。

質疑の中で、特区連からの例年の要求を除き、幼稚園教育職員に係る事項に限った意見はなかったこと、再任用職員等と常勤職員との差異も含め、労使交渉の結果、本改正案のとおり妥結に至ったことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第70号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案第70号の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第70号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、池田とともに文教福祉委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は12月1日の予算特別委員会終了後に開会いたします。

ただいま出席の方には文書による通知はしませんので、ご了承願います。

散会します。

午後3時29分 散会